

## 目次

新理事長就任のご挨拶—若き研究者たちの出会いの場に .....	1
堅田剛理事のご逝去を悼む .....	2
法文化学会第 17 回研究大会・総会を終えて .....	3
法文化学会第 18 回研究大会について .....	4
叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』 .....	4
叢書第 13 巻の刊行について .....	4
叢書第 14 巻の編集について .....	4
叢書第 15 巻の発刊について .....	4
叢書第 16 巻について .....	4
法文化叢書第 15 巻『身分——法における垂直関係と、水平関係(仮)』原稿募集のご案内 .....	5
事務局からのお知らせ .....	5
新任理事あいさつ .....	5
2013 年度会計報告 .....	6
年会費納入のお願い .....	6
入会の申込について .....	6

## 新理事長就任のご挨拶—若き研究者たちの出会いの場に

法文化学会理事長 岩谷十郎（慶応義塾大学）

私は、2014 年 11 月 23 日(日)の法文化総会席上(於・北陸大学)にて、法文化学会の新しい理事長として選ばれました。前理事長の王雲海先生の後を引き継ぎ、本年 4 月より本学会の運営に携わってきております。事務局は出口雄一会員にお任せしております。すでに事務局からのご連絡・ご案内にてご存知の会員の方たちもいらっしゃるかと思存します。どうぞよろしくお願

申し上げます。

大学院生の頃、私は、それまで論文の執筆者として幾度となく目にしたお名前の先生に学会という場で実際に初めてお目にかかり色々お話を伺っているうちに、難解であったその先生の文章が次からすつと頭に入ってくるようになった経験がありました。親しく交感された言葉は、話し言葉でも書き言葉でも通じる何か特別なユニットをそ

の先生と私との間に形成したかのようで、この密やかな喜びはさらなる勉強の糧となったものでした。

学会とは分野の別を超えて同世代間の連携、あるいは年齢の差も超えて異世代間の繋がりを確認する場でもあります。異なる関心や異なる世代の様々な意見の出会いと相互参照がいわゆる多事争論を生み、多様性の中に時として思いもかけない豊かな発想を生み落します。

私は、明治期に来日したお雇いアメリカ人法律教師、ジョン・ヘンリー・ウィグモアを研究していますが、26歳で初来日した彼は日本という異なる生活・文化・制度の環境下で、思いもかけず生涯のテーマに巡り合います。彼は徳川時代からの裁判例や法慣習に関心を寄せ、その翻訳・研究に没頭することを通して、やがて比較法史・比較法文化の広大な領域に進んでゆきました。その成果が、“Panorama of the World Legal Systems”としてカラー図版入りの浩瀚な3巻本

となって1928年に上梓されるのです。私の勤める大学図書館にはその初版本が収蔵されていますが、「ここで比較法学の着想を得た若かりし日の思い出を留めんがため本書を寄贈する(原文英文)」との彼の手書きの献辞が記されています。若き日のウィグモアにとって日本という異文化の経験がいかに大きな意義を有したのかが分かります。

私たちの法文化学会はいまだ会員規模の小さな学会ですが、会員同士がお互いの報告や経験に関心を抱き熱心に耳を傾け、分野も時代も、さらに対象とする国や地域も異なる話に、大胆に意見を交わらせてゆく開かれた雰囲気があります。先輩の先生方より受け継いだこのような学会の「文化」を、なによりも若く好奇心の旺盛な研究者たちが自らのものとして、この開かれたフォーラムで多くの研究仲間と出会って成長していったと思っております。

## 堅田剛理事のご逝去を悼む

小柳春一郎（獨協大学）

本学会理事であった堅田剛(かただ・たけし)獨協大学法学部教授は、2015年2月に死去された。堅田教授の早すぎるご逝去は残念でならない。ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

堅田教授について、改めて紹介すれば、本学会に対しては2009年から継続して理事として運営に貢献したのみならず、2010年には、獨協大学での学会開催で中心的役割を果たされた。編者としても『加害/被害』(2013年、国際書院)を刊行された。

堅田教授は、1950年に栃木県宇都宮市に生まれ、1975年上智大学法学部卒業の後、1980年明治大学大学院法学研究科博士課程満期退学とともに獨協大学法学部講師に就任され、

1990年教授、2000年法学部長等を歴任した。

堅田教授は、敬虔なカトリック教徒であり、堅実な姿勢でドイツ国法学(史)・明治憲法(史)等を研究されていた。著書(単著)だけでも、『法の詩学——グリムの世界』(新曜社、1985年)、『歴史法学研究——歴史と法と言語のトリアーデ』(日本評論社、1992年)、『独逸学協会と明治法制』(木鐸社、1999年)、『法のことば/詩のことば——ヤーコプ・グリムの思想史』(御茶の水書房、2007年)、『明治文化研究会と明治憲法——宮武外骨・尾佐竹猛・吉野作造』(御茶の水書房2008年)、『ヤーコプ・グリムとその時代——「三月前期」の法思想』(御茶の水書房2009年)、『独逸法学の受容過程——加藤弘之・穂積陳

重・牧野英一』(御茶の水書房 2010 年)、『明治憲法の起草過程——グナイストからロesslerへ』(御茶の水書房、2014 年)がある。また、訳書として、ロバート・アレグザンダー・ニスベット(堅田剛訳)『歴史とメタファー——社会変化の諸相』(紀伊国屋書店、1987 年)、オイゲン・ヴォールハウプター(堅田剛訳)『詩人法律家』編訳(御茶の水書房、2012 年)、オイゲン・ヴォールハウプター(堅田剛訳)『ゲーテとサヴィニー——続詩人法

律家』(御茶の水書房、2013 年)がある。堅田教授は、法学関係のみならず、「ヘルダーとヘーゲル——ドイツ精神史の深層へ」思想 664 号(1979 年)以来、雑誌『思想』にも度々寄稿され(「ヴィーコと《法の詩学》」思想 752 号(1987 年)、「三月前期の法思想——サヴィニーとグリム、そしてヘーゲルとガンズ 等」思想 1023 号(2009 年)等)、幅広い研究者に影響が及んでいた。

### 法文化学会第17回研究大会・総会を終えて

松本和彦 (北陸大学)

法文化学会第 17 回研究大会は、「再帰性」をキーワードに法文化を考えるというテーマのもとに、2014 年 11 月 22 日(土)から 11 月 23 日(日)にかけて北陸大学太陽が丘キャンパス 2 号棟で開催された。

第 1 日目には、第 1 報告として、松本和彦(北陸大学)が自由論題「カント所有権論の批判哲学における位置」について報告した。おなじく自由論題として西田真之氏(学習院大学)が「近代東アジア比較法史の枠組みについての一試論」について報告した。つづくテーマ・セッションでは、岩谷十郎氏(慶應義塾大学)が本研究大会の趣旨説明として、再帰性という概念とのかかわりで法文化をあらためて検討する重要性についての報告をおこなった。

ひきつづき、坂井大輔氏(一橋大学)が「平野義太郎『大アジア主義』の成立」について、出口雄一氏(桐蔭横浜大学)が「『日本法理』における固有と普遍——小野清一郎の言説を中心として」について、報告した。

その後、「いたる(香林坊店)」で懇親会を開催

した。いたるは金沢で新鮮な氷見産の魚介類の料理をだす居酒屋として、とても有名である。2 階席を貸し切り、盛大な懇親会となった。

第 2 日目は、はじめに、周圓氏(一橋大学)が「近世ロンドンの高等海事裁判所におけるローマ法適用——ジェンティール『スペイン擁護論』を素材に——」について、つづいて高橋裕氏(神戸大学)が「法文化論と川島武宜の法社会学」について、そして最後に中野雅紀氏(茨木大学)が「近代国家成立において『中間団体』として消去された *Status familiae* の復活可能性」について、報告をおこなった。

この 2 日間をとおして、いずれも活発な質疑応答がなされた。

昨年の早い時期に法文化学会事務局より今回の研究大会を北陸大学で開催したいとの依頼を受け、たいへん喜ばしいことであった。大会前日の夕方、岩谷十郎氏をはじめ、スタッフの方々と打ち合わせも兼ねて夕食をともにし、楽しい時間を過ごした。研究大会および懇親会には多数の会員の方々に参加していただき、感謝している。

## 法文化学会第18回研究大会について

第18回研究大会を以下の要領で開催いたします。報告を希望される方は、**8月末日まで**に、企画担当者までご連絡ください。大会テーマでの報告者は、叢書に執筆いただくことになっております。テーマにつきましては、叢書第14巻編集についての下記の趣旨説明をごらんください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目で報告を希望される方も歓迎いたします。

なお、報告希望者多数の場合は、叢書刊行委員会および開催校で相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。

1. 日程: 2015年11月14日(土)
2. 会場: 慶応義塾大学 三田キャンパス  
〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45
3. テーマ: 身分——法における垂直関係と、水平関係

**開催校からのお願い** ご報告をご希望される方は、事務局まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

- ・郵便: 〒225-8503 神奈川県横浜市青葉区鉄町 1614 桐蔭横浜大学法学部内法文化学会事務局
- ・E-mail: [admin@legalculture.org](mailto:admin@legalculture.org)

\* ご報告いただく方には、9月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、開催校よりご連絡させて戴きます。

### 叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

#### 叢書第13巻の刊行について

法文化叢書第13巻『貨幣と通貨の法文化』(編者:林康史会員)の編集が大詰めに入っております。年内には刊行の予定ですので、楽しみにお待ちください。編集・執筆にご協力くださっている方々、宜しく願い申し上げます。

#### 叢書第14巻の編集について

叢書第14巻『再帰する法文化』(編者:岩谷十郎会員)の編集が鋭意進められております。来年秋季頃の刊行を目指しておりますので、引き続きご協力を宜しく願い申し上げます。

#### 叢書第15巻の発刊について

叢書刊行委員会では、叢書第15巻のテーマを「**身分——法における垂直関係と、水平関係**」(仮)とすることにいたしました。執筆を希望される会員は、趣旨説明をお読みの上、下記の申込締切日までに学会事務局に題目(仮題で結構です)をご提示の上、お申し込みください。なお、採否は編者とともに編集委員会が決定いたしますので、その旨ご承知おきください。

#### 叢書第16巻について

叢書第16巻のテーマは、次年度の研究大会と連動したものを、現在検討致しております。

## 法文化叢書第15巻『身分——法における垂直関係と、水平関係』（仮）原稿募集のご案内

法文化叢書第15巻編集担当 中野雅紀（茨城大学）

michnaka@mx.ibaraki.ac.jp

いま、「身分 status」を問うことの意義。当然のことながら、それは封建的な身分社会を肯定し、社会における差別を公認することではない。むしろ、ヘイト、あるいはハラスメントによって必要以上に、学問的議論がしにくくなった「身分」を問い直すということである。特に、『少数者の権利』の中でG・イェリネックも指摘しているように、「人権のプロトタイプは少数者の権利」であるとするならば、それに目をつぶることはできないだろう。

『学問のすゝめ』の中で、福澤諭吉は「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり」といった。また、『文明論之概略』の中で、彼は「フリー・シチは自由なる市邑の義にて、その人民は即ち独立の市民なり」といっている。この考えの基礎には、アメリカの独立宣言からの影響が大きいことが知られている。であるとすれば、アメリカ独立宣言と、同時代に書かれたシェイスの『第三身分とは何か』を連想することも、難しいことではない。では、シェイエが否定しようとする身分制とは何か。それは、国家主権論を唱えたボダンによれば、以下のようなだろう。彼によれば、「国家とは、あまたの家に対する、またそれらに共通のものに対する、主権による正しい統治」である。ここに、フランス革命において「家父長権」を代表する「身分」の解体がすすめられた、と一般に解される。

では、法律学において「身分」制について語る必要性はなくなったのか。そうではない。たとえば、民法における「親族・相続」はどうか。あるいは、刑法の「身分犯」はどうなのか。はたまた、憲法における「国家」と「社会」の分離の問題はどうなのか。今回の研究大会では、「封建社会における北欧の商人の経済活動」、「プロイセンにおける軍人の地位」および「国家を過度に「敵視」する考えについての問題提起」をテーマに登壇してくれる若手の研究者が手を挙げてくれた。「第三身分とは何か？ 全てである！」であるとすれば、「商人」、「軍人」あるいは「国家」の「位置」づけの問題は欠かせないであろう。可能であれば、今回のテーマで「女性」、「子供」あるいは「国際関係」などの応募があれば幸いである。

1. 原稿申し込み締切日: 2015年8月31日
2. 原稿提出締切日: 2016年8月31日(締切日厳守、完成原稿を電子媒体で提出)
3. 刊行予定: 2017年7月
4. 原稿枚数: 20,000字以内

### 事務局からのお知らせ

#### 新任理事あいさつ

藤本幸二理事(岩手大学):このたび、法文化学会の理事という大役を仰せつかりました。法文化学会は1998年創設ということで、私自身の研究

者人生とちょうどその道のりが重なります。敬愛する諸先生方、諸先輩方がなりは小さくとも中身豊かに育て上げて来られたこの学会をさらに充実したものにしていけるよう、微力を尽くさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

## 2013年度会計報告

2013年度の会計(2013年4月1日～2014年3月31日)は、真田芳憲・佐々木有司の両会員に以下に掲げる内容で監査をいただき、上記総会にて承認されました。

### 2013年度 収支

総収入	1,180,631
総支出	558,130
次年度繰越金	622,501

### 2013年度 収入内訳

年会費	510,000
前年度繰越金	670,631
大会収入	-
計	1,180,631

### 2013年度 支出内訳

郵送費	20,484
文具代	3,810
複写費	-
人件費	4,000
大会費用	1,000
出版経費	527,636
振替手数料	-
理事会費用	-
ドメイン使用料	1,200
計	558,130

## 入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

### 法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ [www.legalculture.org](http://www.legalculture.org) を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。

## 年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2015年度(2015年4月1日～2016年3月31日)の会費(5000円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費5000円には、機関誌である叢書『法文化-歴史・比較・情報』の割引購読料3000円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい(なお、入れ違いで納入いただいている場合もあろうかと存じます。その際は、不手際をご海容下さい)。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

### \* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。